

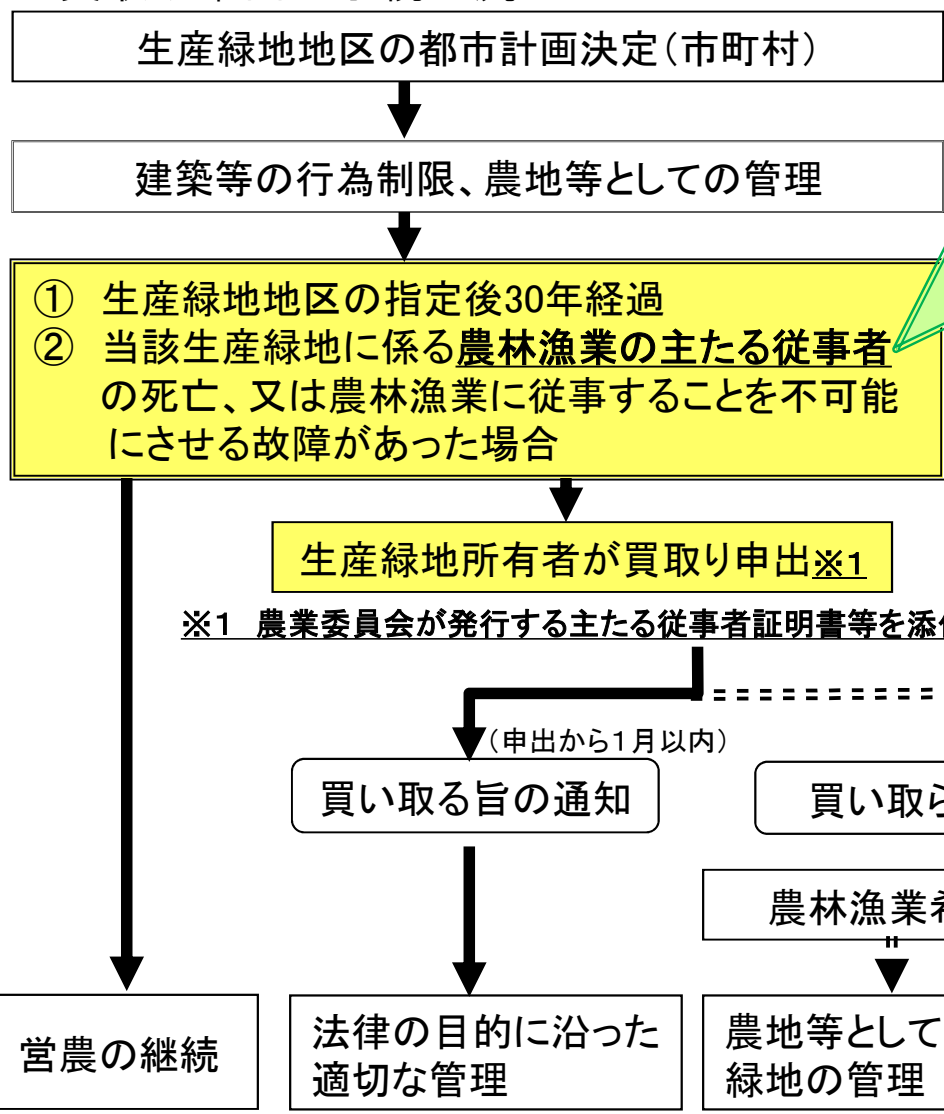
生産緑地法施行規則の一部を改正する省令

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。</p> <p>一 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割</p> <p>二 <u>法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割</u></p> | <p>(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。</p> <p>一 次号に掲げる生産緑地以外の生産緑地にあつては、次に掲げる割合</p> <p>イ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割</p> <p>二 <u>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供される生産緑地地区の区域内の農地又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)第五条に規定する認定都市農地若しくは同法第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される都市農地(同法第二条第二項に規定する都市農地をいう。)</u>にあつては、<u>主たる従事者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の一割</u></p> |

○都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)」が制定された。

○本法律等に基づく生産緑地の貸借を促進するため、所有者が農林漁業に一定の役割を果たす場合には、「農林漁業の主たる従事者」となるよう要件を拡充する。これにより、貸借期間中に所有者が死亡等した場合でも、主たる従事者の証明書の発行が可能になる。

<買取り申出の手続の流れ>



「農林漁業の主たる従事者」には以下の者を含む(法施行規則第3条)

従来

- ①主たる従事者が65歳未満である場合：
主たる従事者が1年間に従事した日数の8割以上従事した者
- ②主たる従事者が65歳以上である場合：
主たる従事者が1年間に従事した日数の7割以上従事した者

改正後 + (追加)

- ③都市農地貸借円滑化法及び特定農地貸付法に基づき生産緑地地区の区域内の農地を貸借している場合※2：
主たる従事者が1年間に従事した日数の1割以上従事した者

※2 対象となる生産緑地

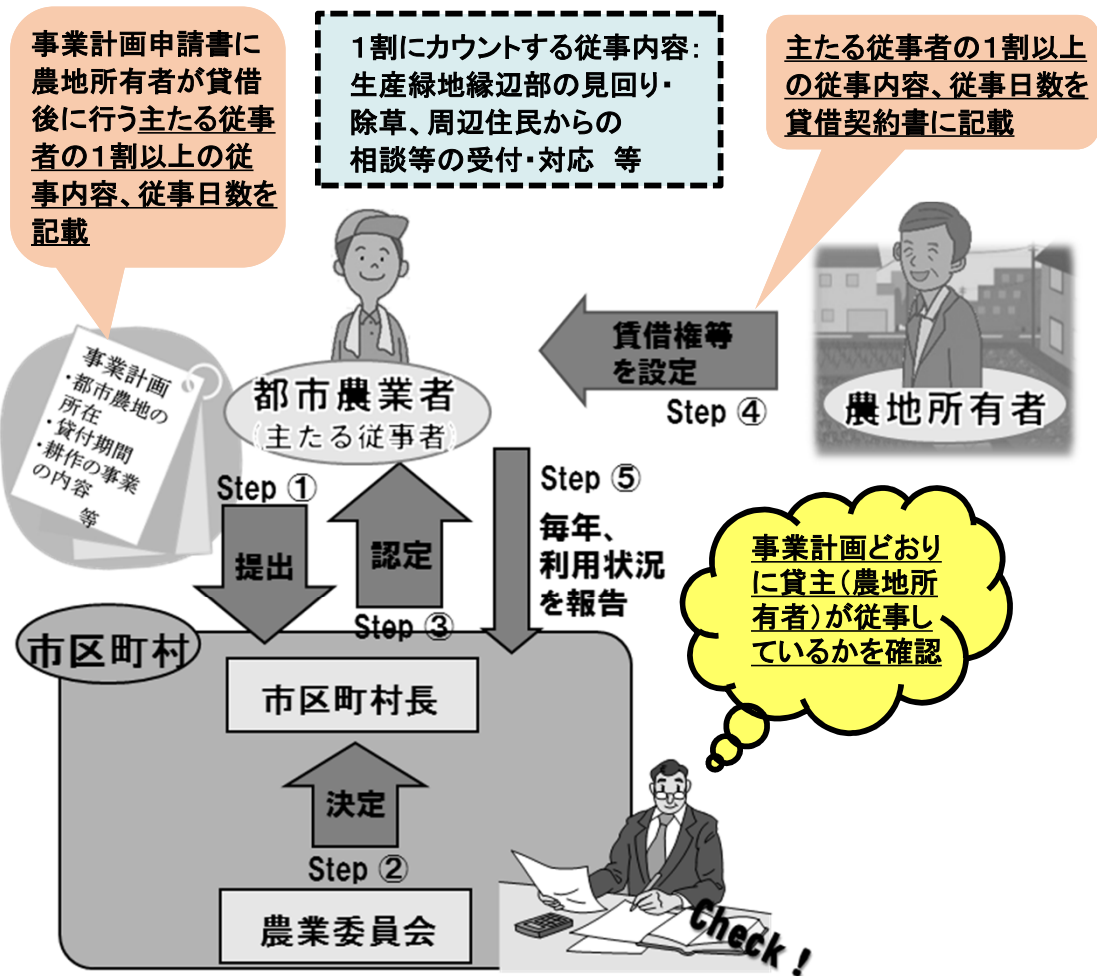
- ①都市農地貸借円滑化法に基づく認定都市農地
- ②同法に基づく特定都市農地貸付けの用に供される都市農地
- ③特定農地貸付法等の特例に関する法律に基づく特定農地貸付けの用に供される生産緑地(市民農園整備促進法に基づき②③の用に供される農地において市民農園を開設した場合も含む)

主たる従事者要件の緩和② (貸借実施から買取り申出までの流れについて)

- 都市農地貸借円滑化法により生産緑地を貸借した場合でも、生産緑地所有者が「農林漁業の主たる従事者」の年間従事日数の1割以上の日数分、見回りや周辺住民からの相談等に従事すれば、「農林漁業の主たる従事者」となる。
- 農業委員会は、生産緑地所有者の死亡等を事由とした買取り申出の際には、都市農地貸借円滑化法に基づく認定計画等に記載された生産緑地所有者の従事内容が適切に実施されていたか確認の上、主たる従事者証明書の発行を行う。

＜都市農地貸借円滑化法に基づく認定都市農地における買取り申出の手続のイメージ＞

事業計画申請時



生産緑地買取り申出時

